○内閣府告示第三百四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　留萌市

二　地域再生計画の名称　市民が主導する留萌市立病院改革プラン

三　地域再生計画の区域の範囲　留萌市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　官民パートナーシップ確立のための支援事業（三の六）

○内閣府告示第三百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道河東郡上士幌町

二　地域再生計画の名称　旧国鉄士幌線関連遺産を活用したまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道河東郡上士幌町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　官民パートナーシップ確立のための支援事業（三の六）

○内閣府告示第三百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　奥州市

二　地域再生計画の名称　天体宇宙と歴史文化の融合による地域活性化プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　奥州市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　官民パートナーシップ確立のための支援事業（三の六）

○内閣府告示第三百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　岩手県岩手郡滝沢村

二　地域再生計画の名称　住民と協働の持続可能なまちづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　岩手県岩手郡滝沢村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　官民パートナーシップ確立のための支援事業（三の六）

○内閣府告示第三百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県

二　地域再生計画の名称　人とケモノが住み分けるふるさと栃木の人づくり

三　地域再生計画の区域の範囲　栃木県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の六）

○内閣府告示第三百九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　群馬県

二　地域再生計画の名称　群馬アナログ技術立県推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　群馬県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の六）

○内閣府告示第三百十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　群馬県

二　地域再生計画の名称　多文化共生社会の形成を目指した地域形成計画～智の拠点と連動した人材育成及び活用による地域再生～

三　地域再生計画の区域の範囲　群馬県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の六）

○内閣府告示第三百十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　桐生市

二　地域再生計画の名称　まちなか・えきなか活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　桐生市の区域の一部（桐生駅周辺地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　官民パートナーシップ確立のための支援事業（三の六）

○内閣府告示第三百十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　群馬県多野郡上野村

二　地域再生計画の名称　上野村のすべてを使ってがんばるふるさとづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　群馬県多野郡上野村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（三の六）及び官民パートナーシップ確立のための支援事業（三の六）

○内閣府告示第三百十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎